

# 全救協

2003 no. 114

## CONTENTS

### 特集

2

座談会

「救護施設個別支援計画書・第1次案」  
をこう使う

國光登志子氏

(立正大学社会福祉学部助教授)

守家敬子氏

(萬象園施設長代理・個別支援計画検討委員)

前嶋 弘氏

(ヨハネ寮係長・個別支援計画検討委員)

### 誌上講義

10

地域福祉の時代における  
社会福祉施設の使命

松尾武昌 (全国社会福祉協議会常務理事)

### 動向

15

制度改革の進捗状況

- ・平成16年度予算概算要求の内容
- ・保護施設通所事業について
- ・生活保護制度の在り方に関する専門委員会における  
論点集約(案)と検討スケジュールについて
- ・ホームレスに対する生活保護の適用について
- ・国の各検討会における検討状況

### 改築施設情報

23

南光園

吉村毅生氏(全救協前会長)を悼む

26

田中亮治 (全国救護施設協議会会長)

### 活動日誌

28

## Message from Editor

### No.114の発行にあたって

「わかりやすい説明で理解できた」。

「ゆっくりと話され、救護施設の現状がわかり、感銘を受けた」等々。

第28回全国救護施設研究協議大会の参加者アンケート結果をみると、田中会長の基調報告が非常に評判がいい。

また、会長は基調報告で、これからの救護施設のあり方について「保護施設から保護福祉施設へ」と明確に方向性を打ち出した。

なぜ、会長の言葉がわれわれの心を打つのか。外来語を多用しない実践家としての「語りかけ」だからではないかと思料している。全救協の各種委員会報告書、行政から出される資料の中に羅列されている耳慣れないカタカナ語、難しすぎて理解するまでかなりの時間を要してしまう。学術論文ではないのだから日本語でいかに的確に読んで当たり前に理解できるように説明するかが、学者とは違う実践家の腕の見せ所ではないのか。

10月10日(金)、衆議院が解散した。この経過の中で、「マニフェスト」というカタカナ語が頻繁に出てきている。国会でも野党側が盛んにこの単語を使って総理大臣に論戦を挑んでいた。小泉首相は、「政権公約」という一般国民が理解できる言葉で返していた。さて、有権者はどちらの言葉を選択するのだろうか。この機関紙が発行されるときには結論が出ていることだろう。

小泉首相が厚生大臣のとき、カタカナ語を極力使わないという方針があったことを思い出す。平成10年、児童福祉法の一部改正のときも施設名の変更をする際、当時の母子寮側は「母子ホーム」と改称するように要望したが、前述の理由で、「母子生活支援施設」といささか長いという感があるものの、施設の目的がはっきりとした名称になった。

最近、再び、カタカナ語が多用された資料が厚生労働省から出されてきた現状があるようだ。

私は、日本語で物事を考える。

外来語は、翻訳したもので考える。

それならば、初めから日本語に言い換えた文章を作り、読んでごく普通に理解できる内容にすべきではないだろうか。

明和園 本田英孝  
(全救協/総務・財務・広報委員)

# 特集

# 座談会 「救護施設個別支援

SPECIAL REPORT

全救協では、多様な障害のある方が利用する救護施設において、利用者主体のサービス提供を実現するための支援計画を作るためのツールとして、今年の6月に「救護施設個別支援計画書・第1次案」を作成しました。

第1次案でめざす理念やサービスのあり方はどのようなものか。第1次案を使って実際に計画を作成し、サービスを展開するためにはどのような工夫が必要か。そして、まだ発展途上の段階にある第1次案をよりよい内容にしていくためにはどのような改善が必要か――。

全国大会の個別支援に関する分科会で助言者をおつとめいただいている國光登志子先生を囲み、計画書の作成に携わった検討委員とともに、第1次案の考え方や使い方について座談会形式でお話しいただきました。



**國光登志子氏**

立正大学社会福祉学部助教授

## 救護施設個別支援計画書の 特徴

■守家敬子氏：救護施設として独自の個別支援計画を作ってほしいという要望は数年前から各地で持ち上がっていました。そういう思いを受けて平成14年8月に「救護施設における個別支援計画に関する検討委員会」の第1回目が立ち上がり、ひと月に1回のペースで計7回の検討会が重ねられて、今回「救護施設個別支援計画書・第1次案（以下、第1次案）」としてまとまりました。

検討会では、“利用者の意向に沿った支援を目指すというところに重点を置いた支援計画にしたい”という点が、それぞれの委員の中の思いとしてありました。そのためには計画づくりもやはりご本人の「希

**守家敬子氏**

萬象園施設長代理  
個別支援計画検討委員



**前嶋 弘氏**

ヨハネ寮係長  
個別支援計画検討委員

# 計画書・第1次案」をこう使う

望・要望」から出発する書式にしようということになったのです。

また、救護施設ではいろいろな障害のある方が一つの場所で生活していますので、そういった方たちに同じ一つのツールで支援計画を立てることがふさわしいかどうかということについても、かなり議論がありました。

この検討と同じ時期にICF（国際生活機能分類）が出ました。人間を障害別に分類するのではなく、その人個人を全体でとらえるICFの思想とうまくタイアップさせた計画書とすることを視野に入れながら、第1次案の検討をしました。そして、実際に救護施設を利用される方にとってのよい支援というものをトータルな視点で捉えつつ、個別支援のあり方や、本来的な目的等についても検討しました。

また、ニーズの捉え方については、従来、施設で行う支援ではどうしても、「できない」「足りない」といったマイナスの部分が着目されがちでした。そういう部分は、支援する側にとってある意味で着目しやすい面があるのですけれども、第1次案ではマイナス面だけではなく、その人のプラス面を助長・促進することによって生活の自立に結びつけたり、その人の生活をいきいきとしたものにしたたり、また、将来の生活が豊かなものになることを目

標にして全体方針を立てて、個別支援計画を組み立てる、という支援を目指して様式を検討しました。

第1次案の書式では記述内容にボリュームがあります。基本情報、本人の希望・要望、アセスメント票、ニーズ整理票、支援計画、モニタリング記録票、具体化されなかったニーズ、と記述する内容が多いのですけれども、利用者を多方面から観察・分析し、それをことばで表現することによって、その人に対する固定観念みたいなものが払拭されたり、プラス面に着目することによって、それまで見えていなかった良い面が引き出せるようになれば、利用者の生活の充実が実現できるのでは、という思いもあって、あえて記述式を採用しました。

■國光登志子氏：うかがっていて、第1次案の一連のツールは、めざすべき方向として、いまの時代に的確なものだというのが総体的な評価だと私は思います。

的確だと思う具体的な理由を述べます。計画を立てるときには、何のために立てるかという理念や目標があります。救護施設の利用者は入所までの流れもさまざまであり、そして障害の内容も重複障害も含めて多様であり、状態像としてパターン化できないという難しさがあるわけです。記述式の対極にあるツールというのはチェックリスト方

式だと思うのですが、第1次案の内容をチェックリストでやっていくとページ数が膨大になり、そこから類型的なものはほとんど出てこないかもしれません。高齢者の場合には比較的一般的ないろいろな傾向がみられるので、チェックリスト方式が採られることが多いですが、それでも当てはまらない項目や、肝心な部分は短くても文章で記述されたその人の情報や意向が、やはりどうしても基本になるわけです。

ICFの考え方を採り入れたことも適切だと思います。利用者自身のための計画ですから、自分の欠点を指摘されて意欲など出てきませんよね。そこを再認識しなければならぬのは場合によっては職員側かもしれませんが、マイナス面だけに着目していたのでは、そこからの発展はないだろうと思います。全救協の第1次案は、タイミングがいいな、と一応評価をしたいと思います。

ただし、使いにくさといった部分もあると思います。第1に、経験の浅い職員の方もいればベテランの方もいるわけですから、個々の利用者の特性を捉えた使い方、意向の聞き取り方とか、導き出し方に関する技術や経験がない職員の場合には、やはりテキスト的なものが常に傍らにないと、この真っ白な白紙状態から入るという場合に、何をどう聞いてどこまで書くのか、きつ

と迷いとして出てくるのだろうな、とも思うのですね。また職員の特性によってズレといったものがきつと出てくる。そういう部分で少し抵抗感を感じられてしまうことがあるかもしれません。

第2に、記述した職員にとっては、非常に鮮明に覚えているので活用できても、他の人が使うことを考えると長い文章の中から重要な情報をピックアップして、短時間の間に読み取るというツールにもしていかなければならないと思います。それらが工夫すべき点としては考えられると思います。

■**守家**：たしかに重要な情報をピックアップできる工夫が取り入れられたら、より良いものになると思います。視覚に訴えられる方法などもよいですね。

■**國光**：ショートセンテンスである程度統一的な項目を書くということですね。短時間でその人の課題等を認識できることが必要なと思いますね。机の中にしまっておくのだったらともかく、そうなったら意味がないでしょう。スタッフローテーションで複数の人が関わっていて、大勢の利用者、それも一人ずつ違う計画が動いていくということを意識しなければいけません。スタッフ、利用者、両方が複数なのですから。

それからやはり教科書が必要です。各項目は何のためにあってどういうことを書くのかという解説や、各シートの裏側に記載例や規則的な事項のようなサンプルなどがあるとよいと思います。

■**守家**：検討会でも“着眼点の例”

を添付することを検討しましたが、各救護施設の状況が大変異なるので、施設各自で着眼点を作ったほうがいいのではないかということ、あえて出さなかったのです。

■**國光**：それぞれの施設で作るという考え方はいいと思います。ベテランはさっと見ただけで思い出せるし、初心者は比較的そこから丁寧に読んで、絶えずそれと照らし合わせながら最初のうちは書いていくということなのでしょうね。

■**守家**：着眼点を例示してしまうとそれにしばられて意識が広がっていかないのではないかという懸念もありました。でも最初は例示があったほうがいいのかもかもしれませんね。

■**國光**：段階を踏んでいくという意味ではそうかもしれませんね。

■**守家**：第1次案では「全体方針」という考え方を取り入れています。が、実際にこの書式を使ってみるとその捉え方がなかなか難しい、というのが感想です。アセスメントを進めるのは結構スムーズでもそこから全体方針を導き出すというときに、その人全体の捉え方とか、優先するニーズの捉え方の視点についてお話し下さい。

■**前嶋弘氏**：全体方針は、その人に対して行われるサービスの方向性を示すものです。もちろん、一人の人に行われるサービスは、いろいろあります。その中でも「それをひと言でいうとこうだ」というのが全体方針です。

全体方針はアセスメントシートの後に続くニーズ整理表で記述されます。しかし、その形成は個別支援計画書の流れに沿って一方通行で

行われるものではなく、本人の希望や要望から得た仮案、アセスメント、さらには実際に行われている支援からのフィードバックなどの間を行ったり来たりしながら行われるものです。そしてこのプロセスこそが、その人の全体像を捉えることに重なってきます。

■**國光**：そうだと思います。きっと意向・要望などを捉えて、ある程度の方針としての仮説というか、一つの方向性を相互に確認をする。それからまた具体的なアセスメントをしながら出てくるニーズを含めて、全体の方向を確認して、もう一度その仮説に帰っていくというプロセスは必要な作業だろうと思うのですね。

全体方針は支援の枠組み全体の向かっていく方向を示すものですから、枠組みからアセスメントやニーズがはみ出さないようにと最初から考えてしまうと逆に、プラン自体が非常に狭くなってしまいます。ある程度は方向性を決めるのだけでも、それに沿って支援していく中でご本人の意欲が高まってくるものもあるでしょうし、もう少しこうしたいとかあしたいとか、新たに出てくる意向などを東ねた形でもう一度その方針に帰ったほうが私はいいと思っています。そして最後にまたご本人に「では、全体の方針はこういうことでもいいですね」と確認することではないでしょうか。

■**守家**：9月に行った全救協の研修会で、「マイナス面への着目ではなくて、プラス面を伸ばすために全体方針を立てた例がありますか」という質問があったのですが、こうい

う事例をお話ししました。地域でずっと生活していらした方で、知的レベルでは千円以下の計算もできないのですが、地域の中では大変受け入れられていました。運送会社にずっと勤めていたのですが、その新人職員はその人から人としてあるべき姿とか社員としてのマナーや接し方を教わるほどです。ただ、金銭能力がないために半分騙された形で債務を負ってしまい、結局そういうことから逃れるために施設入所ということになりました。

その方の全体方針を立てるときに、担当職員が従来のやり方で、“金銭管理能力を高める”という方針を最初は立てて取り組んだのですね。それで試行してみたところ、壁にぶちあたって、どうやっても進まない。そして「これは違う」ということに気がついて、金銭管理はもういい、できないところは職員がフォローするから、良いところを伸ばそうということで、施設内の作業の中で本人の役割をきちんと確保してみたところ、すごくスムーズに支援の方向性が定まったという話をしたのです。

■**國光**：その後、金銭管理のトラブルが間接的に減るという効果まで出てきましたか。

■**守家**：施設の中ではそんなにたくさんのお金を持たないですし、本人も自分がお金を持つとやっぱりトラブルになるという自覚があるので、その部分は職員サイドに任せてくれて、必要なときに少額ずつ渡すという形をとっています。

■**國光**：プラス面を評価されて役割が出てくると、マイナスの面に執着



しなくても、こだわらなくなって生活全体のバランスがとりやすくなることもあるのかもしれない。

■**守家**：ただその方はまだ年齢的に若いし、地域へ戻っていきける可能性があります。地域に戻るという目標設定をしたときに、金銭管理というのはとても重要ですよ。施設の中では職員のフォローで解決できていますが、実際に地域に戻っていったときに、生活する上でその問題が残るのです。

■**國光**：一人で買物に行く範囲が、だいたいお店も決まっていればお店の人がある程度お手伝いしてくれるようになるといいでしょうし、電車に乗って遠くまで行くときには、誰かと一緒に行くということもありますね。段階的に金銭管理も必要になってくるでしょう。

■**守家**：この方の例は職員の意識改革になりました。お金で失敗したからどうにかして金銭管理ができるようになったらその人の生活はもっと豊かになるのに、と思っていたのが、実はそんなことではなかったのだと気づかせてくれたという点で、

この計画書はすごく良かったと思います。

■**國光**：アシストとか、ICFでいえば、「参加」とか「活動」という部分をどうやって伸ばしていくかということですよ。マイナスな部分を補うということだけではなく、ご本人自身の力に着目した支援を行うことが重要です。できない部分の支援という方向だけではやはり限界があって、その人自身の力にはなっていないだろうなと思います。

## 基本情報について

■**前嶋**：第1次案の特徴は、①利用者の意向の尊重、②ICF（国際生活機能分類）の考え方の導入、③利用者の実行状況と能力、④環境に関する視点、⑤実施機関との連携が前提、の5点です。基本情報にもこの特徴が反映されています。

基本情報のポイントとして、第1には福祉事務所から入所前に情報をできるだけ得ておくことにより、緊急一時的な保護を含めて当座のサービスを円滑にやろうという



ことがあります。救護施設の使命とも関わることです。たとえば糖尿病や感染症への特別な配慮が必要な方の入所にあたっては、正式なアセスメントを行う前のある程度の情報を得ておく必要があります。

第2に、その人のどういうニーズに焦点を当てていくのかが分からないままアセスメントに入って支援計画を立てていくと、計画を立てる側の問題意識が拡散してしまってなかなかスムーズに立てられない場合があります。そのためにも問題の所在をある程度事前につかんでおきたいという意味もあります。

第3には、利用者の意向の尊重に関連する点ですが、生活歴の扱いを重視するなどして、利用者の意向や価値観をサービスに反映できるようにしています。たとえば就職に何度も失敗してきた生活歴を持っている方というのは、社会参加ということに非常に強いニーズ、価値観を持っているということが言えるかと思います。そういう本人のニーズや価値観が生活歴に反映されるとすれば、それを知ったうえでど

う支援していくのかということにつながっていきます。入所時点でそれほど多くの情報があるわけではないという反論もあるのですが、生活歴の重視は基本情報の大きなポイントの一つです。

利用者の側から福祉サービスの流れを見ると、じつは救護施設というのは社会福祉援助技術の手順でいう介入の部分にあたります。入所までのアセスメントなどは福祉事務所で行われていますので、福祉事務所から本人についての情報やそこから導き出されている方針などをできる限り提供してもらい、有効な支援を行っていくことを目的に、基本情報に「サービス提供方針」や「入所予定期間」という項目を設けました。

「サービス提供方針」や「入所予定期間」は、これまで使っていたフェイスシートにはなかった発想かもしれませんが。基本情報だけで当座の支援を開始しなくてはいけない場合がありますので、そういったものも折り込んで知りうる限りのことを把握しようということです。その先に利用者の希望・要望、それを受けたアセスメントがあって、ニーズ整理、支援計画に結びついていく土台になるものとして基本情報を扱っていこうというのが、このシートの目的です。

■**國光**：福祉事務所で本来そこまで押さえるべきだということは分かるのですが、きっと現実にはそこまでいかないケースも多々あるだろうなとも思います。

生活歴を尊重しようという考え方については、本人の過去の生活へ

のこだわりや、ここはふれられたくないという部分なども出てくるかもしれませんね。これはきっと人間関係がどれぐらいできてくるかによって、あとになって過去のことがポツリポツリと出てくるという部分もあるのでしょうか。

この基本情報のシートの使い方のですけども、あとから補ったり、変更する場合の扱いのルールは決まっていますか。

■**前嶋**：情報は最新のものに更新していくことが前提だと思いますが、第1次案ではマニュアル化していません。

■**守家**：様式そのものを全部、毎年作成することは想定していません。

■**國光**：記入日の日付において知り得た情報が全部記載されるということだと思うのですが、あとから分かることって結構あると思うんですね。まるっきり新しくするのではなく、経過に応じて追記していったほうがいいだろうと思います。まっさらにしてしまうと経過が全く分からなくなってしまふということがありますので。

■**事務局**：エクセルでフォーマットを作っているのですが、パソコンでは年度に応じてシートを分けたり、変わったところのセルに色を付けるということが可能ですが。

■**國光**：紙ベースの使用ならば書き加えていくしかないですね。

■**前嶋**：生活歴については、じつは書式というよりも、その周辺のいろいろな技術、たとえば面接の技術でかなり左右されてくると思います。福祉事務所からの情報だけに

頼って書くものでもありませんから、わたしたちとしても計画書の記入に必要な周辺の技術を身につける必要もあるでしょうね。

## サービス提供側の課題の明確化

■**守家**：第1次案では、現状（実行情況）、本人の希望、本人の能力と制限（※何もサービスや支援がない状態での状況）、そして環境との関係という4つの視点からアセスメントを行います。これらの視点からアセスメントすることにより、施設のハード面・ソフト面の現状と、そのハード面・ソフト面が利用者にプラスあるいはマイナスに影響していることをあぶり出すことができるのではないかと考えたのです。

もうひとつ、アセスメントした後で支援計画を作る前にニーズ整理を行うのですが、アセスメントの結果、支援が必要として抽出される課題はすべてこのニーズ整理表の中に入ったん落とし込み、その中から



優先度の検討などニーズの評価を行って、それを支援計画に結びつけるという流れになります。そうすると現実的にはニーズがありながらも優先度が低いとか、施設の現状の設備・サービスでは対応不可能という理由により具体的な支援計画に結びつかなかった、つまり“具体化されなかったニーズ”というものが残ります。それらを「支援計画に具体化されなかったニーズ」のシートにきちんと整理・記録して、施設として改善すべき事項であれば今後につなげていくという流れを明確にしました。そうすることによってたとえばハード面もソフト面も含めて、サービス提供側の問題意識を高め、課題の明確化を図ることができるのではないかと考えたのです。

■**事務局**：サービス提供側の課題の明確化は、サービス評価の活動や、苦情解決を通じての課題抽出、リスクマネジメントにおけるインシデントレポートの分析など、個別支援計画以外の施設運営システムとも大きく連動している部分です。個別支援計画の作成を通じて、この点が施設での課題として浮かび上がった、といった例がありますか。

■**守家**：私は現在のサービス内容が職員側の気持ちやスタンスとしてという部分も含めて“過保護”な面があると感じました。

■**國光**：支援やサービスが保護的になっているということでしょうか。

■**守家**：転ばぬ先の杖というくらいが全体にわたってありました。それはいまの当施設のカラーでもあるの



ですが、少し手を放そうかなと考えたりもしています。

■**國光**：このツールでは利用者の意向・要望を尊重することになっていますが、実際にはどれくらい引き出せるものなのでしょうか。というのは、これはサービス提供側からの情報提供の仕方によって違うだろうなと思いますし、職員がこのツールを使いこなすうえでそのことはとても重要であると思うのです。

■**守家**：9月の研修会でも自分の希望を伝えられない方、意思表示できない方の希望・要望を、どのように汲み取るか、聞き取るかということについて質問がありました。そのあたり先生に教えていただきたいのですが。

■**國光**：やはり情報提供、それも複数の選択肢を出すということではないでしょうか。「どうしたいですか」と聞いて、意欲的な利用者ならああしたい、こうしたいと出てくるでしょうけど、そうでない人に対しては施設で何ができるのかを提示することが必要になります。たとえば、レクリエーションに関してはどこまで可能で、どんな方法があるの





かという選択肢が複数示されると、利用者が希望を出しやすいと思います。

ただし、限定的な情報提供をすれば押し付けになってしまいます。傾向が異なる選択肢を複数提示することによって本人が「その中のこれだったら少しやってみたい」と言ったときに、その「やってみたい」ことに関して、「今はまだこういう難しさがある」というような能力とか制限という視点を考慮することにつながっていくのだと思います。

一つひとつの項目に対して「何かご希望はありますか」と質問しても、普通はなかなか言えません。特に施設での生活歴が短い場合、生活環境が大きく変わるわけですからなかなか意思表示しにくい部分ではないでしょうか。積極的に希望や要望を引き出すためには、各施設のメニューの豊かさだとか、あるいは施設外のメニューを利用できる自由度や可能性、そしてその人にふさわしいような複数の情報を提示することが必要だと思います。「うちの施設では積み立てをして自分の好

きな場所へ旅行に行ってる人もいますよ」などと伝えることにより、「旅行など自分には無理だ」と思っている人の意欲を引き出すきっかけになるかもしれません。

活動と参加については、いままでの自分の生活のパターンや経験の枠の中で考えがちです。自立の意思や自己決定を促すには複数の選択肢を適切に提示することが重要で

■前嶋：本人が具体的にイメージを持ってないことについては、こちらから利用者の希望に合致しそうな複数の選択肢を示すことになりますね。そこで利用者が何を選択するか。施設サービスにはいろいろな制限があります。利用者からどれだけ希望が引き出せるかという点で、わたしたちの想像力が問われるともいえそうですね。

■國光：そうですね。各施設の方針や活動メニューに職員が逆に縛られてしまいがちです。

■前嶋：ということは、「具体化されなかったニーズ」の中に、いまは見えてないけれども、実際には選択

肢を提供するという前提を考えると、そこに多くの具体化すべきニーズがあるのかもしれない。厳しい話ですね。

■國光：現実にあちこちで行われているサービス内容というのは非常に狭くて、悪く言ってしまうと「とおりいっぺん」ですよ。それでは本人のパワーはなかなか引き出せないし、行動変容も出てこないでしょう。かなりの情報量を、しかも一人ひとりの特性に沿ってそういう周辺情報を見ながらある程度絞り込んで提供していくことが必要ですよ。ランダムに出してもぜんぜんその人にとって有益な情報にならないで、かえって情報過多になってしまう場合があります。

■前嶋：そうなるサービス提供のあり方そのものも変わっていくことになるのでしょうか。

■國光：行き着くところは、サービス提供のあり方を変えることだと私は思います。今までどおりの、50人、100人規模での集団の枠の中で分けるというだけでは不十分です。個別性を尊重するということは、限りなくサービス提供のあり方を変えることだろうと思います。50通り、100通りの支援計画ができて、計画は実行するためであるのであり、ファイリングしておくために作るものではありません。そうすると50通り、100通りのことを行うためには、施設のほうがかなり仕事の仕方、人の配置、その他いろいろなものを工夫しなければならないと思っています。

財政が厳しいですから、そんなに職員を配置できないとすると、いま



でのやり方を変えていく中で、本当に細かな工夫まで尽くしていかないとなりません。究極はそこまで行くだろうなと思っています。そうでないと、こんなにきめ細かな計画を立てたのに、実行できてるのは半分だとか、計画倒れでは何のためにこんな細かなことをやったのか、ということになってしまいます。課題やニーズのプライオリティを付けたうえで、少なくとも最優先の課題については必ず実現するというような絞り込みをしていかなければなりません。

そして、職員を含めた施設の資源や環境、その他の社会資源にプラスして、ご本人の能力活用という部分を、一つの文書で明確にするということも、もう一方では必要になってくるでしょう。そうでないと、職員があれもこれもしなければならなくなってしまいます。

■事務局：第1次案では、そのような業務の具体的な担当や、施設の業務計画の細かな部分まで決めていません。当面、個々の施設としてそういう部分まで視野に入れて、業務分担やローテーションを工夫していただく、ということになります。

## まとめとして

■守家：國光先生から総括的なお話をいただきたいと思っています。

■國光：今回のこの第1次案のツール自体は、利用者の意欲を引き出せる、そして一人ひとりの特性に応じた支援がこれらのツールにより導き出されてくるということでは

非常に意義があると思います。現状で使いにくい部分については、今後いろいろな工夫を加えたり、施設に応じたアレンジもされることでしょう。まだ導入されていない施設もきっとあるでしょうから、そういった施設にも少しずつ手がけてもらう働きかけや、取り組む中で皆さんが迷ったり、困ったりしている部分についてアレンジの仕方も含めていろいろ情報提供をされるとよいと思います。

使っていく中では、途中で一部変更したり、入所者や職員の入れ替わりもある中で、ずっと継続して使うツールだということを考えると、早く手がけていただくことが大事かなと思います。

モニタリングについて、この様式では本人の満足度は捉えてないですよね。ニーズの充足は多分職員は捉えられると思うのですが、利用者の満足度を次の段階の意向・意欲と結びつけて、それが見直し計画になっていくのだと思います。

それから、ケース記録も工夫する必要があるのではないかと考えるのです。

■守家：職員からも「ケース記録はどんなふうに今後は書いたらいいのか」という疑問が出ました。モニタリングのときに全部自分の中で記憶しておくわけでもないし、情報も統一しておかないといけません。

■國光：現在は、今までのやり方と並行処理の段階でしょうからスタッフは大変だと思います。早く二度、三度行っている転記作業をなくさないと、きっと業務量がオー

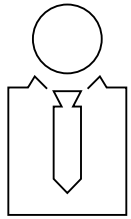
バーヒートしますよね。だから記録もたとえば担当ごとに責任を持つ職員が必要になってくるのかと思います。一人ひとりの援助計画担当責任者のところに情報を集約していく必要があると思います。

■事務局：最後に、先生のお話をうかがっての感想をお願いします。

■前嶋：行き着くところはサービス提供のあり方を変えること、という先生のお話に感銘を受けました。結局「希望」の欄にどれだけ利用者の希望が出てくるかということが、良い支援計画ができてくるかどうかの一つのバロメーターなのかなと思いました。画一的なサービスしか提示できないと、希望が出ずに実行状況だけの記録に終わりがちです。本人の意向や価値観に合わせてどれだけ選択肢を出せるか。それがきちんとできれば、利用者からは希望がはっきりと出てくるでしょう。その希望にどう応えていくのが、これからわたしたちに問われることなのだと思います。

■守家：私は、改めて個別支援は奥が深いなと思いました。今日の先生のお話をうかがってまた新しい発見がありました。そして、第2次案に向けての多くのご示唆をいただいたと思います。お忙しい中を本当にありがとうございました。

(平成15年9月17日収録)



# 地域福祉の時代における 社会福祉施設の使命



松尾武昌

(全国社会福祉協議会常務理事)

※平成15年度「救護施設福祉サービス研修会」特別講義より  
抜粋して採録

## はじめに

～先達の功績と、社会福祉からのメッセージ発信

現在の規制改革の流れの中で改革の標的にされているのが医療改革と社会福祉改革です。私も総合規制改革会議のヒアリングに何回か呼ばれて社会福祉についてのヒアリングを受けました。現在の社会福祉は、公立や社会福祉法人立だけが実施することになっているから金がかかっている。株式会社等民間に任せればその半分ぐらいでできる、と言われます。しかし、社会福祉はそんな簡単なものではありません。熱心な多くの先達が大変苦勞し、私財を投げうって努力して、現在の社会福祉の水準を作り上げたのだと思います。このことはいくら話しても分かってもらえず、あなたたちはむしろ自分たちの今の権益を守るためにそういうことを言っているのではないかと、だから民間が参入できないのだ、などと言われました。

私たちは先達がつくり上げてきた今の福祉をもう少し大事にしなければならぬのではないかと、そういうことを社会に大いに発信していかなければならないのではないかと、と感じるところです。たとえば、救護施設や更生施設が地域の中でどれだけ理解されているのでしょうか。今まで私たちはそこを軽く見てきたのではないのでしょうか。そういう意味で国民の関心を集めたのは介護保険制度です。国は徹底してPRをしましたので、いまや特別養護老人ホームとかホームヘルパーのことは多くの皆さんがご存知です。社会福祉全体では、まだ社会に十分に理解されているとはいえ

ません。社会福祉関係者から社会に対し、メッセージを発信することが重要です。

## 社会保障構造改革の方向

平成8年頃から推し進められた6つの改革というのがありましたが、その中のひとつに社会保障改革がありました。当時、厚生省に設置されていた社会保障関係の審議会の会長会議で、これからの社会保障をどうしたらいいかということの大議論がありました。その後の社会福祉制度をはじめ、社会保障の各制度の改革のなかに、この基本的な考え方が生きているのではないかと、私は理解をしています。

第1には、年金・医療・福祉等の各制度の横断的な再編成と全体の効率化です。要するに各制度ごとに縦割りで作られている社会保障制度を融合しようということであり、この考えを生かしたのが介護保険制度です。介護保険制度には医療・保健・福祉・年金とあらゆる介護関係制度が統合されました。かつては、年金は本人が受給するものだから、本人に給付する前に取るのはいけないという考えがありましたが、これにも新しい考えを導入し、高齢者の年金から保険料を差し引くという制度を作りました。介護保険制度は、制度の横断的な再編成という方針のもとに、こういう今まで考えられなかったようなことを一気にやったのです。

障害者施策も、厚生労働省に障害保健福祉部という1つの部局を作って総合的に実施していくことになりました。障害者施策はこれから、総合的な再編として

介護保険にどのような形で絡んでくるのかというのが、最大の課題であろうと思います。

第2に、個人の自立を支援する利用者本位の仕組みの重視です。措置制度は老人ホームに入所したい場合に、市町村行政が手続きして措置という形で行います。したがって当該施設との関係は本人でなく施設や市町村との行政的な手続きで決着が付けられました。これに対し、介護保険制度の施設利用や障害者の支援費方式は、まさに自立を支援する利用者本位の仕組みですから本人が選択します。保育所も支援費ほどではありませんが、利用契約は本人と保育所で行い、その仲立ちを市町村がするという形で利用者本位の仕組みになっております。

第3に、公私の適切な役割分担と民間活力の導入です。これがまさに規制改革が目的としている最大の課題です。公が基礎的な部分を担い、私（民間）が多様なニーズに対応して、役割分担をしようではないか、ということです。また、多様なニーズと大量な需要に対応するため、各種の民間事業者を社会保障分野に参入させようというものです。

第4に、全体としての公平・公正の確保です。現在、特に年金における高齢世代と若者世代の負担と給付のあり方が問題となっています。当然高齢者も負担すべきだという意見が出ております。そして、どれだけ負担をし、どれだけ給付をするかということが課題です。その他の分野でも、サービスの提供と自己負担、税の導入等との関係で議論されています。

このようなことが平成8年の社会保障関係審議会会長会議で議論されて提言されました。以来社会保障制度改革の議論とその方向のあり方の原点になっていると、私は思っております。

そんな中で、本年6月に社会保障審議会より「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」という報告書が示されました。報告書では、「社会保障の改革の方向性」という部分で生活保護制度の検討について次のように指摘しています。

年金・医療・介護等の制度と生活保護、手当、雇用施策、住宅施策等を組み合わせ総合的に対応していくことも重要な課題。なお生活保護については、今後、その在り方についてより専門的に検討していくことが必要。

これを受けて、生活保護制度については、社会保障審議会の福祉部会の中に専門委員会を設けて検討していくこととなっています。

## 社会福祉基礎構造改革事業の点検と課題

### 支援費制度について

本年の4月1日から障害者福祉分野では支援費制度方式が全面的な施行に入りました。この制度の施行状況や実績をよく点検しておかないと、せっかくの支援費制度への移行がうまく社会で生きていきません。このことは次の段階に進むときの大きな課題提起につながると思います。

支援費制度については、昨年末に、厚生労働省が示した施設関係の支援費額では施設経営が赤字になる、また、これまでに比べて非常に不利になる、といった問題が浮上し、大議論になりました。また、今年の1、2月には、ホームヘルプサービスの給付が議論になりました。とりわけ、長時間の介護が必要な方たちのサービスが打ち切られたり制約されるのではないかと、大変な議論になりました。

そこで今年5月には、「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」が設置され、議論が開始されました。障害者が自立して地域に住むという方向に向けて、そのためにホームヘルプサービスやその他の居宅サービスをどういう形で展開するのかということが検討の中心になると思います。

また、施設支援費については、今後、施設の経営実態調査に基づいて検討が行われると思います。介護保険で特別養護老人ホームの介護報酬が下がったのは、経営実態調査をみて、給付単価の減額が行われたものです。支援費についても、おそらくこれまでの措置費のような額の決め方にはならないのではないかと思います。

### 地域福祉計画について

社会福祉基礎構造改革の一番の根っこ、最大の課題は地域福祉計画です。各地域で社会資源をきちんと捉えて福祉を展開していく。そして地域住民や地域の福祉関係者が関わって役割を担っていこうということです。

地域福祉計画は全国一律ではありません。国や県の考えに沿うのではなく、各市町村が自分の地域に合ったものを、地域住民や福祉関係者や団体が議論してアイデアを出し合って作ってあげればよい、というのが地域福祉計画です。地域の個性を生かし、魅力ある地域福祉計画がきちんと作れるかどうかというのが、これからの地域福祉の大きな流れの中で大事なことではな

いかと思っています。

### 地域福祉権利擁護事業、苦情解決事業

利用者本位の仕組みにより、サービスの利用が利用者の方と事業者との契約になりました。利用者の方たちの選択する権利を守り、支える仕組みとして新しく出てきた制度が地域福祉権利擁護事業です。社会福祉協議会で約8千件の契約がされています。現在のところ都道府県圏域で大都市部中心の展開であり広がっていませんが、もっと身近な地域で多くの方々の利用を進めていかなければならないと考えています。

また、苦情解決という事業も大きな柱です。施設の中で対応するものと、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会まで持ち上げて対応するものがあります。都道府県段階に上がってきているのは約1万件程度と聞いています。

施設で利用者から出されるさまざまな意見を一つひとつ解決するのが、まさに苦情解決です。利用者の権利保護や、リスクマネジメントとの関係も含めて、苦情解決の方法等についてはこれからもっと検討し、その対応策の確立が必要ではないかと思えます。

### 第三者評価事業

民間活力参入で、株式会社が参入してこようとするとき、私たち社会福祉法人や公立が行う事業が、第三者が見て「これはいい事業を適切にやっているな」という評価を得られるようにしなければなりません。第三者評価を積極的に進めていくことが大事です。

第三者評価は、レストラン等の3つ星、5つ星というようなランク付けではありません。福祉の社会では、自由に選べるほど施設サービスや在宅サービスが充実しているわけではありません。むしろ第三者評価による評価が低かったらそれを改善し、よりよいサービスが提供できるようにもっていくための評価として活用したいのです。選別するための評価ではうまくいかない、だからこそ第三者評価は、社会福祉制度を熟知している社会福祉協議会や社会福祉法人が取り組むことが必要だと思います。その評価結果をオープンにし、事業者は改善し、よいサービスにしていく、ということが第三者評価の目的です。

### 情報の開示、提供

社会福祉の分野は、選択の判断基準となる情報を開示していないではないか、というのが、これまでの規

制改革関係者や民間企業等からの注文のひとつでした。これを受けた社会福祉法の改正により、財務諸表を含めた情報開示が義務化され、その取り組みがずいぶん進んできました。しかし、すべての施設で行われているかという、若干まだ課題が残っております。

施設によっては、ホームページ等で情報提供をしているところもあります。今後は、情報の提供だけでなく、施設自身を社会の中にオープンにしていかなないと、おそらく社会福祉分野はまた周辺から責められて、孤立するのではないかと感じています。

社会福祉法という新しい法律を作って、その大きな流れとして、利用者本位の仕組みというところに視点を置いて、それを地域福祉の中で生かしていくという仕組みを作り上げました。これを社会福祉関係者がよく理解し、実際に動くようにするためにはどうするか、という積極的な姿勢が今後の大きな課題であり、期待されることです。

ただ、保護施設においては、今まで述べたような面での制度改革が行われていません。生活保護制度は、まさに社会福祉の原点の制度です。施設への入所にはまだ措置制度が残っています。今後の生活保護制度検討の大きな柱といえましょう。

### 「社会福祉基本問題検討会」の検討の論点

こういう状況に対して私たちは何をしなければいけないのでしょうか。社会福祉法人とは何なのか、社会福祉法人はどうすればきちんと評価を得られるのかということ、私たち自身が考えなければいけないのではないのでしょうか。それを検討するために、全社協の制度・予算対策委員会に社会福祉基本問題検討会を設置しました。

これまで措置費制度の措置費では、各種別施設協議会から参加する予算対策委員会が中心になって予算を獲得してきました。現在は、予算は獲得するのではなくて減らされないように守ることが最大の課題になっています。予算対策委員会においても、制度の基本的なことを検討し、対応していかなければならないということで、いま検討に入っています。これまでに述べました規制改革による民間参入という背景があるなかで、社会福祉事業を行う社会福祉法人がなぜ必要なのか、どういうことをすれば社会福祉法人は公益法人として適切といえるのか、そのためにはどういう形でサービスを提供すればよいのか——。要するに経営主体と

して社会福祉法人がきちんと評価されるためにはどうしたらいいのか、ということは今議論していただいています。

予算の獲得について、かつては措置費一本で各種別協議会が一致団結して、措置費をよこせ、あるいは措置費の用途を自由にさせると、予算対策委員会が厚生労働省や財務省に押しかけて行きました。それがこれからは種別により、介護保険は介護報酬で、障害者福祉は支援費で、保護施設は措置費で、保育所は保育の経費で、と多様化しており、かつてのような各種別が一致団結する運動はなかなかとりにくくなりました。そういう中で、社会福祉法人が真にきちんとした形で評価され、それをきちんと経営に生かしていくにはどうしたらいいかという基本的なことを共通的に議論しているのが、社会福祉基本問題検討会です。基本的な議論を終えてから、今度は各種別で議論していただき、もう1度まとめることになると思います。

### 新たな社会福祉施設経営の視点

こういう改革の大きな流れの中で、私たち社会福祉に携わる者が、これからどういうことを考えていかなければいけないのか。私の考えで少しまとめてみました。

第1に、施設経営者の意識改革と経営理念の構築です。社会福祉を取り巻く環境が非常に変わっています。その環境を踏まえた意識改革をしなければなりません。最大の意識改革は措置制度から変わって、利用者本位の契約の仕組みに変わったということです。

予算をみても、サテライト方式とか、分園方式とか、非常に地域に密着した福祉施策が出てきています。これは私たちは、相当考え方を切り替えなければなりません。これまでは、一つの福祉施設をある程度の規模で経営すればそれがある程度効率的に、職員勤務形態もうまくいくという意識でいたわけです。しかしこれからは本体施設があって、それがサテライトや分園のように地域に出ていき、それらが一体化して運営していくという形が、地域福祉のなかでの施設の進め方になります。保護施設の今後のあり方としても十分検討していく必要があると思います。

また、民間企業等との競争に対しては、私たちがこれまで社会福祉に携わってきた者として、営利に走るのではなく、非常に高い公共性を持った経営理念を持った経営者としての、意識に改革していかないとい



けないのではないのでしょうか。社会福祉が社会に信頼されるという仕組みをきちんと作っていくこと、その事業を通じて社会福祉というものを理解してもらうことがこれからの福祉経営者の最大の理念ではないかと思います。

事業を総合的に展開するというのも非常に重要で、たとえば介護保険を見ていただくとわかりますが、今度の介護報酬の見直しで、居宅を引き上げて、施設を少し抑えました。そうするとやはり施設単体で事業をやっていくのではなくて、一つの事業主体が居宅サービスも施設サービスもあわせて多様なサービスを展開して、それがトータルできちんとした形として経営されることが大事だと思っています。

とはいっても、社会福祉事業も事業の効率化やその効果を追求する努力はしなければいけないと思います。

第2に、ニーズにあった福祉サービスの質の向上です。第三者評価などがこれを後押しするのではないのでしょうか。その地域の福祉ニーズの把握や需要の見極めが第一歩でしょう。そのうえで、期待されるサービスの質の向上への取り組みが選択されるサービスにつながります。

第3に、優秀な福祉人材の養成と確保です。民間参入を目標としている規制改革への対応にあたっては、社会福祉サイドもやはり優秀な人材を揃えて、社会福祉法人等の福祉施設がきちんと経営していることを社会へ発信することが必要です。効率や効果を追求していけばいくほど、優秀な人材を養成確保し、その方たちに福祉を担っていただくというのは今後取り組むべき最大の課題ではないかと思います。

第4に、リスクマネジメントについては、私が言う

までもなく、皆さま大変ご苦心されていると思います。利用契約となり、対等な関係となったのですから、サービス提供者のリスクマネジメントへの取り組みは大きな課題です。これに対しては、社会福祉関係者の共通の課題として取り組む必要があります。まず各施設における事例検討などが効果的だと思います。

第5の地域福祉の中核としての施設の役割についても、いうまでもありません。今般の社会福祉法の改正の大きな柱は、地域福祉を明文化し、その推進を明確にしたことです。これまでもいわれておりましたが、地域における貴重な財産であり専門家の集団でもある社会福祉施設が地域福祉の中核になることは当然の要請といえましょう。また、施設側もこれに応える責務があると思います。

## 生活保護制度の見直しについて

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の設置については、平成12年の社会福祉事業法の一部改正の際の国会附帯決議、社会保障審議会の指摘、財政制度等審議会の建議が背景にあります。まず検討会での検討課題の最大のポイントは基準の見直しであろうと思います。

もうひとつは保護受給者の自立への支援です。生活保護から自立をしていくという仕組みを作っていくことは、非常に大きな課題であり、その推進が求められています。その中でも、病院等にいわゆる社会的入院をしている34,000人の被保護者をどのように退院させるか、地域での自立生活を支援していくかが、これからの大きな課題の一つです。

## 保護施設が抱えている課題と地域福祉の要としての期待

保護施設の見直しについては、はっきりしていませんが、社会的入院の解消を考えれば、救護施設を整備していくことがなんといっても課題でしょう。

私が個人的に感じますのは、都道府県行政や市町村行政からみれば、救護施設は大変頼りにされている施設ではないかと思います。やはり行政が抱えている問題で緊急のときに対応していただいているのは保護施設であろうと思います。社会福祉の機能別の施設体系が整っていくなかで、保護施設の廃止論もかつてあり

ましたが、そうではありません。これからも年金改革や医療保険改革などの社会保障制度改革が進めば進むほど、その制度から外れる方が増えてきます。各種の制度改革が進めば進むほど、保護施設の役割は大きいものになってくると思います。

私が生活保護を担当している頃、保護施設を数か所まわらせていただきましたが、地域の中で保護施設はそれほど理解されていないという現状をずいぶんお聞きしました。先ほど申し上げましたように、制度改革が進めば進むほど地域福祉の要としての保護施設は、おそらく重要になってくるのではないかと。サテライト等を作ることも含めて、地域で理解してもらうためには、地域への開放、地域との交流、これらが大変大きな課題になると思います。

また、ホームレス対策がこれから進められていきますと、やはり保護施設等が地域での大きな要になると思います。「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」でも高齢等により自立能力に乏しい者に対しては社会福祉施設への入所等の既存の施設の中で対応を図ることとされていますが、保護施設だけでなく養護老人ホームなどもその役割を果たしていくのではないのでしょうか。これも先達の功績ですが、昭和40年頃、高齢者の方がホームレスに近いような形で路上で倒れられている。それをきちんと生活できるように支援したのは、特別養護老人ホームなのです。特別養護老人ホームに入所していただいて、何年ぶりかにお風呂に入り、そこで生活を安定させたのです。また、精神に障害のある高齢者の方を引き受けたのは養護老人ホームでした。

生活保護制度の在り方について、どの程度、どういう形で検討されるかというのはまだ見えておりません。全救協の田中会長が検討委員に入っておられますから、その中でいろいろ議論をしていただけるのではないかと思います。社会保障審議会福祉部会には私も入っておりますから、そこでも議論をしていけるとと思います。

保護施設そのものについて今日はあまり言及しませんが、そういう環境の中でこれから保護施設が役割を果たしていくことが大変重要と考えています。本日までご集いの皆さまの今後のご健闘、ご研鑽を期待いたします。ありがとうございました。

(平成15年9月3日)

# 動向

## 制度改革の進捗状況

### 平成16年度予算概算要求の内容

厚生労働省は8月29日、平成16年度予算概算要求を財務省に提出した。一般会計の総額は20兆2,154億円（平成15年度当初予算比4.3%増）。内訳は、施設整備費等が含まれる「公共投資関係費」が3,273億円（16.4%増）、生活保護費や措置費等が含まれる「義務的経費」が19兆1,298億円（3.4%増）、「裁量的経費」が7,583億円（26.6%増）となった。

16年度概算要求においては、公共投資関係費と裁量的経費について、今年度比20%までの増額要求が認められており、財務省提出時の総額は20兆円を超える要求となっているが、政府は6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、一般会計歳出および一般歳出について、実質的に平成15年度の水準以下に抑制することを方針としており、予算編成の過程で厳しい削減と調整が行われることとなる見込み。

**社会・援護局関係**の概算要求額は1兆9,042億円（11.6%増）。救護施設関係では、「居宅生活訓練事業の創設（0.69億円）」を要求している。これは、救護施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行できるようにするため、施設において借上げた訓練用住居（アパート、借家等）に住まわせ、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより社会的自立を図る、というもの。

また、施設整備に関する事項要求として、①保護施設の定員要件の緩和、②サテライト型救護施設

の設置、を要求している。①は、救護・更生・宿所提供施設について現行の定員要件50人を30人に引き下げるというもの。②は、既存の救護施設を「中心施設」としてその周辺に定員10名程度（概ね5人～20人未満）の小規模な「サテライト型施設」を設置できる、とするもの。既に9月16日付で各都道府県の保護施設担当係長宛に事務連絡文書「平成16年度保護施設等に係る施設整備負担（補助）金の協議について」が発出されている（資料1）。

そのほか、生活保護費補助金による事業として、自立生活支援事業の創設等が要求されている。

ホームレス対策では、本年7月の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定を受け、ホームレス自立支援事業の実施か所数増や設置運営要件緩和（小規模型やサテライト型の設置運営）、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）への相談指導員の配置等のほか、ホームレス衛生改善事業などホームレスの保健衛生の向上に関する複数の新規事業を要求している。

**障害保健福祉部関係**の概算要求額は7,128億円（7.0%増）。新障害者プランの推進、支援費制度の着実な実施、障害者の社会参加の促進等を主な柱としている。

主な新規要求事項は、施設訓練等支援費における重度重複障害者加算の通所施設への対象拡大、IT機器やインターネット等を使用した重度障害者在宅就労促進事業、支援費支給決定事務の適正化を図



るための巡回指導事業、障害児施設デリバリー事業、精神障害者の

地域医療および各種生活支援を含めた包括的地域生活支援プログラ

ム（ACT）モデル事業、等。

## 資料 1

事務連絡

平成15年9月16日

保護施設担当係長 殿

厚生労働省社会・援護局

保護課予算係長

### 平成16年度保護施設等に係る施設整備費負担（補助）金の協議について

保護施設の運営につきましては、日頃よりご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、保護施設等に係る施設整備については、かねてより、全国会議等において、地域の実態に応じ、計画的整備に積極的に取り組まれるよう、お願いしているところですが、近年の雇用・経済状況を反映し、特に都市部においてホームレスが増加していることや、被保護者の社会的入院患者の退院促進が緊急の課題であることから、その受入先として、保護施設の果たす役割は重要性を増しているところです。

つきましては、地域における保護施設のニーズを把握のうえ、平成16年度以降の保護施設の新規整備について、積極的に取り組まれるよう、お願い申し上げます。

なお、平成16年度概算要求にあたり、別添の通り、保護施設の整備促進策を検討しておりますので、ご留意をお願いいたします。

#### 平成16年度概算要求の概要

社会・援護局 保護課

##### ○保護施設の整備促進対策

(趣旨)

被保護者の社会的入院患者の退院促進等を図り、その受入先を確保するため、次の整備促進対策を行い、保護施設の計画的な整備を促進する。

(改善内容)

##### ①保護施設の定員要件の緩和

救護施設	}	定員50人→定員30人
更生施設		
宿所提供施設		

##### ②サテライト型救護施設の設置

- ・既存の救護施設（中心施設）の周辺に定員10名程度（概ね5人以上～20人未満）の小規模な施設（サテライト型施設）を設置できるものとする。

## 保護施設通所事業について

保護施設通所事業について全救協では、8月27日に厚生労働省保護課に対し、定員5名で事業を実

施する場合の職員配置基準の引き下げや、事業対象者要件の弾力化等を内容とする要望書を提出した。

なお、9月16日に事務連絡「保護施設通所事業に係る経過措置について」が示されている（資料2）。

### 資料2

事務連絡  
平成15年9月16日

保護施設担当係長 殿

厚生労働省社会・援護局  
保護課予算係長

#### 保護施設通所事業に係る経過措置について

保護施設の運営につきましては、日頃よりご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記については、先般、「保護施設通所事業の対象者に係る経過措置について」（平成15年3月25日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出したところですが、別途、保護施設通所事業に係る経過措置について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご了知の上、事業が円滑に実施されるよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

「保護施設通所事業」を実施している施設のうち、以前、「救護施設通所事業実施について」（平成元年7月1日社施第94号厚生省社会局長通知）に基づく「救護施設通所事業」、「救護施設退所者等自立生活援助事業の実施について」（平成6年6月24日社援保第134号厚生省社会・援護局長通知）に基づく「救護施設退所者等自立生活援助事業」を実施していた施設において、「保護施設通所事業実施要綱」5（1）（事業の対象者）の規定の要件を満たしていない場合は、

- ①今後、各都道府県市の指導において、平成15年度中に、「保護施設の退所者で退所後引き続き指導訓練等が必要と認められる者」が定員の7割以上となるよう努めることとし、
- ②平成16年4月1日時点において、5（1）（事業の対象者）の規定の満たすことができない場合は、平成16年度の事業の対象としないこと

を前提として、平成15年度保護施設通所事業の対象として差し支えないものとする。

# 生活保護制度の在り方に関する専門委員会における 論点集約(案)と検討スケジュールについて

10月14日に開催された第3回「社会保障審議会福祉部会・生活保護制度の在り方に関する専門委員会」において、各委員より出され

た論点の集約(案)と、検討スケジュールが示された(資料3、4)。全救協に設置した「生活保護制度のあり方に関する検討委員会」

では、専門委員会における検討状況を注視しつつ、引き続き検討を行っていく。

## 資料3

平成15年10月14日

### 生活保護制度の在り方に関する専門委員会において各委員より出された論点の集約(案)

#### 第1 最低生活保障の体型と生活保護基準の在り方について

- 1 最低生活保障としての生活保護の在り方について
  - －自立支援の在り方との関係にも留意しつつ、低所得世帯を含む一般国民の生活水準、消費動向等を踏まえ、最低生活保障をどのように考えるか
- 2 生活扶助について
  - (1) 生活扶助基準(第1類費及び第2類費)の在り方について
  - (2) 加算(老齢加算、母子加算等)の在り方について
  - (3) 改定方式の在り方について
- 3 その他の扶助等について

#### 第2 自立支援等生活保護の制度・運用の在り方について

- 1 相談体制の在り方について
- 2 保護の要件等の在り方について
  - －稼働能力の評価・活用の在り方、扶助の在り方、他法優先の在り方等について
- 3 自立支援の在り方について
  - (1) 就労、学業等による自立に向けた支援の在り方について
    - －就労支援、教育支援及び生活面での自立を促す仕組みの在り方
  - (2) 要保護者に対する専門的な援助に向けた体制の在り方について
- 4 保護施設の在り方について
- 5 地域間調整の在り方その他生活保護の適正な制度・運用の在り方について

※第1の3の論点(「その他の扶助等について」)は、第2の論点(「自立支援等生活保護の制度・運用の在り方について」)の中でも第2の論点の中でも議論は可能。

※論点については、今後の議論の状況等に応じて、追加、変更があり得ることに留意。

**資料4**

平成15年10月14日

生活保護制度の在り方に関する専門委員会検討スケジュール（案）

【最低生活保障の体系と生活保護基準の在り方について】

- 第3回（10月14日）
  - ・最低生活保障としての生活保護の在り方について
- 第4回（11月18日）
  - ・生活扶助について
- 第5回（11月25日）
  - ・生活扶助について
- 第6回（12月上旬頃）
  - ・中間とりまとめについて

} ※日付は事務局が加筆

【自立支援等生活保護の制度・運用の在り方について】

- 第7回（1月頃）
  - ・相談体制の在り方について
- 第8回（2月頃）
  - ・保護の要件等の在り方について
- 第9回（3月頃）
  - ・自立支援の在り方について
- 第10回（4月頃）
  - ・地域間調整の在り方その他生活保護の適正な制度・運用の在り方について
- 第11回（5月頃）
  - ・保護施設の在り方について
- 第12回（6月頃）
  - ・意見の取りまとめ

※本スケジュール（案）については、今後の議論の状況等を踏まえ、開催回数、開催時期等に変更があり得ることに留意。

# ホームレスに対する生活保護の適用について

本紙113号で「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を

掲載しているが、同基本方針に定められているホームレスに対する

生活保護の適用についての通知を資料5のとおり紹介する。

## 資料5

社援保発第0731001号

平成15年7月31日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

### ホームレスに対する生活保護の適用について

本日、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、別添のとおり、厚生労働省・国土交通省告示第1号をもって「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が定められた。

基本方針では、ホームレスに対する生活保護法による保護の実施に関する事項についても定められているところであるが、今般、下記のとおり、ホームレスに対する生活保護の適用に関する具体的な取扱いを定めたので、了知の上、生活保護の適正な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の1については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

また、「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成14年8月7日社援保発第0807001号本職通知）は廃止する。

## 記

### 1 ホームレスに対する生活保護の適用に関する基本的な考え方

生活保護は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない者、すなわち、真に生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度であり、ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し、生活保護を適正に実施する。

### 2 基本方針の留意点

(1) ホームレスの抱える問題・状況の把握に当たっては、面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等の総合的な情報の収集や居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）の確認により、居宅生活を営むことができるか否かの点について、特に留意すること。

また、自立に向けての指導援助の必要性の程度を分析するに当たっては、利用できる社会資源の状況を総合的に勘案して、ケース診断会議等において処遇の方針を樹立し、保護の適用の

方法を決定すること。

- (2) 直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）等において保護を行うが、ホームレスの状況によっては、養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所を検討すること。

- (3) 施設入所中においては、ホームレスの状況に応じて訪問調査活動を行い、必要な指導援助が行われるよう、生活実態を的確に把握する。

また、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関と連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援に努めること。

無料低額宿泊所に起居する被保護者については、適切な訪問格付を設定し定期的な訪問を行い、生活実態や処遇状況を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助を行うこと。

- (4) (1) により、保護開始時において居宅生活が可能と認められた者並びに居宅生活を送ることが可能であるとして、保護施設等を退所した者及び必要な治療を終え医療機関から退院した者については、公営住宅等を活用することにより居宅において保護を行うこと。

なお、保護開始時において居宅生活が可能と認められた者であって、公営住宅への入居ができず、住宅を確保するため敷金等を必要とする場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第6の4の（1）のキにより取り扱うこと。

- (5) 居宅生活に移行した者については、関係機関と連携して再びホームレスとなることを防止し、居宅生活を継続するため、及び居宅において日常生活を営むことの実現のため、基本方針に掲げられている就業の機会の確保等の施策を有効に活用する等、必要な支援を行うこと。

- (6) 病気等により、急迫した状況にある者については、申請が無くとも保護すべきものであり、その後、要保護者の意思確認が可能となった場合には、保護受給の意思確認を行い、保護の申請（保護の変更申請）が行われたときには、保護の要件を確認した上で、必要な保護を行うこと。

なお、要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、連絡体制を整えるなど医療機関との連携を図り、早急に実態を把握した上で、急迫保護の適用の要否を確認すること。

### 3 留意事項

- (1) 実施機関における取組

ア 法第9条において、都道府県及び市町村は必要に応じ、基本方針に則し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないこととされているが、実施計画を策定しない場合であっても、福祉事務所等保護の実施機関（以下「実施機関」という。）におけるホームレスに対する生活保護の適用の考え方は、基本方針及び本通知によるものであるので留意すること。

イ そのため、実施機関においてホームレスが保護の相談等に来訪した際や急迫保護を適用する場合には、当該実施機関において必要な保護を行うものであって、施策が十分でないこと等により基本方針に沿わない取扱いを行うことがないようにすること。

- (2) 自立支援センターにおける生活保護の適用について

ア 自立支援センターの入所者については、入所中の生活は自立支援センターで保障されており、医療扶助を除き基本的には生活保護の適用は必要のないものであること。

イ 自立支援センターに入所し就労努力は行ったが、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者から保護の申請が行われたときには、保護の要件を確認した上で、必要な保護を行うこと。

# 国の各検討会における検討状況

## (1) 障害者(児)の地域生活の在り方に関する検討会

障害者(児)の地域生活の在り方に関する検討会(江草安彦座長)は、支援費制度施行後のホームヘルプサービスの利用や提供の実態を把握したうえで、望ましい地域ケアモデル、サービスの質の向上のための取り組みなど障害者(児)に対する地域生活支援の在り方について検討することを目的として本年5月に設置された。10月までにすでに10回開催されている。この間、委員からの意見発表のほか、関係者からのヒアリングとして重症心身障害児(者)関係者、自閉症関係者、知的障害者本人(後にオブザーバーとして常時参加)からのヒアリング、地域ケア・ネットワークの実践例の報告、高齢者介護研究会報告書の報告、支援費制度の施行状況調査の報告など、さまざまな角度から検討が行われている。

年内のスケジュールとしては、

相談支援やケアマネジメントなどサービスを適切に供給していくためのシステムの在り方、サービス供給を支える基盤(財源・人材面)について議論を行うとともに、地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)のヒアリングを行い、12月に開催予定の第13回検討会で、これまでの議論の整理を行うこととしている。

## (2) 精神保健福祉に関する3つの検討会における検討

今年5月の厚生労働省精神保健福祉対策本部中間報告「精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向」では、重点施策として、普及啓発、精神医療改革、地域生活の支援、「受け入れ条件が整えば退院可能」な7万2千人の対策、の4項目が打ち出された。これらの課題に対応する検討会が相次いで設置され、検討が進んでいる。各検討会の検討課題は下記のとおり。

## (3) 社会保障審議会介護保険部会

社会保障審議会介護保険部会

(貝塚啓明部会長)は今年5月に設置された。10月27日開催の第5回において議論の整理(案)が示されている。

被保険者の範囲に関して委員から出された意見には、「障害者施策の議論と介護保険制度見直しの議論とをリンクして行うべき。すぐにできるとは思わないが将来的には考えていかざるを得ない」「被保険者の範囲の拡大については、給付対象の拡大とセットで議論すべき」等の内容も含まれている。

今後の審議の進め方として、来年3月までに保険者の在り方、給付の在り方、サービスの質の確保、負担の在り方、被保険者の範囲等の項目について検討し、4~6月に議論の取りまとめを目指して審議を進めることとしている。

\*各検討会の資料や議事録は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)で閲覧することができます。

## 各検討会の検討課題

### ●心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会(座長・高橋清久国立精神・神経センター名誉総長)

- 検討課題 1) 精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の普及・啓発のための指針策定  
2) 具体的な普及・啓発方策

### ●精神病床等に関する検討会(座長・吉川武彦中部学院大学教授)

- 検討課題 1) 地域医療における精神医療のあり方  
2) 精神病床の役割と機能分化等のあり方  
3) 地域の精神保健医療の体制について、医療計画に記載することが望ましい事項  
4) 精神病床の基準病床数算定式のあり方  
5) 精神病床の人員配置基準のあり方、等

### ●精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会(座長・高橋清久国立精神・神経センター名誉総長)

- 検討課題 1) 精神障害者に対する地域生活支援の現状について  
2) 必要なサービスの種類・量について  
3) 今後必要となる取組について、等



# 改築施設情報

## 施設増築の意義

舟引英幸 兵庫県・南光園／副施設長

### はじめに

南光園は、昭和56年4月に兵庫県の西の端、人口5,000人足らずの南光町に定員50名で開設しました。その後、兵庫県より定員一割増の認可を得て、以来22年間55名の利用者にて今日を迎えています。

今では、開設当時のことを知る人もほとんどなく、当時の面影が残っているのは壁の傷や古びた時計ぐらいでしょうか。

当地域では、過疎化ならびに高齢化が急速に進行しており、公共交通機関・事業所の数・アパート等の居住設備等、周辺環境は利用者の生活の広がりや自立へ繋げることができる要素が少ない状況です。

そのような環境下における利用者の近年の状況は、自立に繋がる退所者は数名にとどまり、大半の利用者が当施設で生活することを希望されています。平均利用期間も12年余りとなっていることから、“施設生活の快適さ”に視点をあて個別性を重視した支援に努めています。

### 50名から70名への道のり

近年、ホームレスの自立支援、DV被害者の救済、精神障害者の社会的入院の解消等が社会的な問題となっています。そのような方がたからの施設入所の



施設全景

希望が増えていますが、改築前の状況は入所率が100%超であるためニーズにお応えすることができない状況でした。「セーフティネット」としての役割を果たすことが使命であり、当施設も増床によりその一役が担えればとの思いで兵庫県との協議を行いました。

また、生活保護法は「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」を目的としています。以前の当施設は4人部屋が大半を占めていました。個室および2人部屋を設けることで、ハード面における利用者の「社会的自立」へのアプローチに繋げられるよう、定員増を発案し計画実行へと進んでいきました。

### 竣工

増床棟は既存の建物に隣接（廊下で接続）となるため工事期間中（約半年間）は利用者にとっても大変だったと思います（中にはあまり見ることがない



娯楽室

重機を珍しそうに眺められている利用者もおられました(。また、増員に伴い同時進行で食堂の拡張工事を行ったため、食事の面においても不自由な日々でした。

平成15年4月に増築棟が竣工しました。小さな町にヨーロッパのレンガづくり風の変った建物が出現しました。

建物内部に関しては、今までにない大きなフリースペースを取り入れ、地域の方がたとの交流を図れるように工夫をしました。また、快適さを追求し、ユニットバス型の個室バスを1基設置しました。起床から就寝までの間は、毎日自由に利用できるようになっています。娯楽室やホール等の共有スペースには床暖房を取り入れました。

新しい施設を利用されている方がたは、BGMの流れている広い静かな空間の中で、自分の部屋を心地よく使うことができるよう自由に生活されています。

## 変化

開設以来22年間55名というキャパシティの中で、利用者にとっては互いに気心の知れた方同士の生活であったものが、増員により人間関係などが変化しました。

現在（9月中旬）新規の利用者は18名を数え、この新しい空間に馴染もうと努力されている人、新たな人間関係を築かれた人、とまどいとともにも今も努力されている人等々さまざまな人間模様がみられます。

## 課題

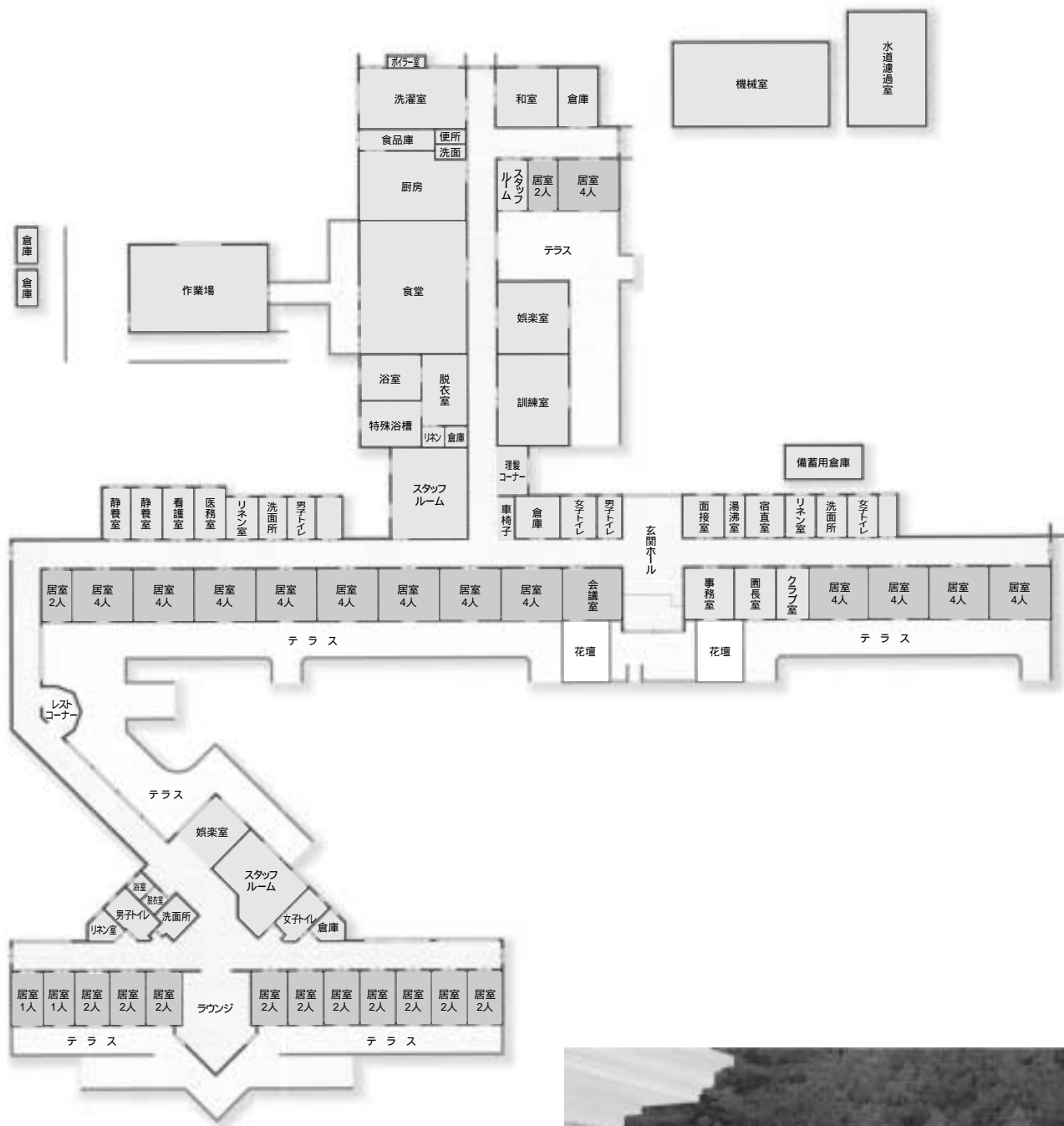
救護施設にとって被保護者の自立を助長することが使命の一つではありますが、これは当施設にとっても大きな課題です。今回の増員を出発点として捉え、「自立」可能な利用者を社会に送り出せるようにハード・ソフト両面の整備を進め、また、地域福祉の拠点となることができるよう新たな事業を展開していくことが当施設に求められる機能と考えています。

## 施設の概要

施設名	南光園
設置主体名	社会福祉法人 南光社会福祉事業協会
運営主体名	社会福祉法人 南光社会福祉事業協会
施設長名	大塚晋司
所在地	〒679-5222 兵庫県佐用郡南光町西下野880番地
電話/FAX	0790-77-0236 / 0790-77-0715
定員	70名
U R L	<a href="http://www8.ocn.ne.jp/~nanko-en/">http://www8.ocn.ne.jp/~nanko-en/</a>
E - m a i l	nanko-en@triton.ocn.ne.jp

## 施設整備の内容

施設整備の時期	平成14年10月1日～平成15年3月31日
施設整備の内容	増築
施設構造	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建 712.14㎡
総事業費(建設費)	¥164,220,000



レストコーナー

# 吉村靱生氏 (全救協前会長) を悼む

9月8日(月)、わが国の社会福祉の発展に大きな功績を残された吉村靱生氏(大阪自彊館会長、全救協前会長)がご逝去されました。

10月8日(水)には、大阪市内において大阪自彊館の法人葬が執り行なわれました。

田中会長に吉村氏の思い出を振り返っていただきました。

葬儀の様子とともにご紹介します。



## 吉村靱生(よしむら ゆきを)

大正12年9月29日生。昭和21年より大阪自彊館勤務。昭和46年同理事長。平成13年同会長。

昭和58年5月より平成11年5月まで全国社会福祉施設経営者協議会会長。平成元年5月より平成11年5月まで全国社会福祉協議会副会長。平成元年5月より平成5年7月まで全国救護施設協議会会長。

昭和56年11月厚生大臣表彰(社会福祉功労)、昭和60年5月園遊会招待、平成元年11月藍綬褒章受章、平成4年9月毎日社会福祉顕彰受章、平成11年5月勲三等旭日中綬章受章。平成15年9月正五位叙位。

## 吉村靱生先生を語る

全国救護施設協議会会長

田中亮治

吉村先生の訃報に接し、「得難い方を失った」、という思いで一杯でした。衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

吉村先生の存在は私ども社会福祉界では、まさに、「巨星」でした。私が昭和33年に福祉の世界に入った頃には、すでに「大阪に若いすばらしいリーダーが活躍している」といった噂がありました。この方が吉村先生だったのです。年齢は私などよりそんなに上ではなかったのですが、それほど先生は若くして斯界における優れた指導者的存在でした。私などは遙か遠くから、その警咳に接しているだけでした。

やがて全救協などの会議を通し、少しずつお声を掛けてくださるようになりました。先生はとても腰の低い方で、私などに対しても先に挨拶をしてくださるなど恐縮したことが幾度となくありました。また、ご自分の法人事業だけでも大変なのに、他の施設のことや日本全体の福祉の向上に常に思いを寄せてくださる気配りの行き届いた人柄でした。

吉村先生が全救協の会長の際には、私も副会長の一人として直接先生の驥尾に付す幸いにあずかりました。先生はまた、ご自身に対しては大変厳しい方でしたが、他人に対してはまことに優しい気遣いをなさる方でした。かつて（昭和54年）、私どもの施設が数名の新左翼系の過激な労働組合活動に見舞われ、なんとか施設を守る闘いをしていたとき、先生は「その後どうですか、応援していますよ！」とよく励ましてくださいました。こういうときに、声を掛けられることは本当に嬉しいものです。吉村先生は、本当に人情の機微に通じた方でした。そんなこともあって、昭和60年に、「福祉施設と労働組合—労働係争をのりこえて—」という拙著を上梓した際には、快く推薦文を書いてくださいました。そればかりか、「大阪府下の経営者の集まりがある。そこで、経験を通して学んだことから経営者として心すべきことを話してほしい」とおっしゃり、わざわざ大阪に招いてくださったのです。私は尊敬する先生の申し出なので、身の程もわきまえずに大阪に向き、臆面もなく錚々たる方がたの前で生意気なこと

を言ったものです。今にして思えば、本当に冷や汗ものでした。しかしそのお蔭で、その本は多くの方がたに購入していただいたので、少しはお役に立ったと思っています。また、数年前、先生が東京の病院で手術をされたとき、私はお見舞いに上がったことがあります。先生は大変喜んでくださり、帰りにはまだご不自由な足取りでしたが、わざわざエレベーターの前まで歩かれ、かえって私の方がはらはらしたものでした。

平成5年に吉村先生が全救協会長を退かれ、不肖私がその後を引き継ぐことになりましたが、先生は半分冗談まじりに「よ！ 新会長！」とユーモアたっぷりに「実は一日も早く会長を降りたかった。田中さんが会長になって本当に良かった」と言って喜んでくれました。なんと人をたてるに見事な方だ、と私は正直に感じました。先に労働組合問題で苦しんでいるときにも激励してくださり、私は一生忘れ得ない気持ちとともに先生に対しては畏敬の念で一杯です。

その先生が天に召されました。その一生は弱き者、苦しめる者、悩める人びとへの献身の日々であり、施設を愛し、社会に尽くす生涯でした。これが故吉村韮生先生の人生でした。そして、ご自分の法人に七つもの救護施設を設置されるほどに救護施設を愛された方でした。

吉村韮生先生の永い長いご愛労に感謝し、数々のご功績に思いを馳せつつ「お疲れさまでした。先生の霊安らかに」と祈るのみです。

## 葬儀の様子

10月8日に大阪市立やすらぎ天空館において執り行なわれた法人葬には、1000名を超える方が参列しました。

開式後、黙祷、弦楽四重奏による献奏の後、竹内弘氏（大阪自彊館理事、葬儀委員長）、小島比登志氏（厚生労働省社会・援護局長 ※代読・樋口正昇社会・援護局総務課長）、高岡國土氏（全国社会福祉施設経営者協議会会長）、松寿庶（全国社会福祉協議会常務理事）、三須徹氏（陸士57期同期生）の5名より弔辞が述べられました。

また、9月8日付で吉村氏に正五位が叙されました。葬儀当日、位記の伝達式が行われ、樋口課長より吉村氏の奥様に授けられました。



# NEWS MEMORY

## 活動日誌 (平成15年8月～11月)

- 平成15年 **8**月7日(木) (第1回) 生活保護制度のあり方に関する検討会 (於: 全社協)  
(第1回) 総務・財政・広報委員会 (於: 全社協)  
13日(水) 第2回通所事業実施施設等連絡会 (於: 全社協)  
27日(水) 保護施設通所事業実施要綱に関する要望書を厚生労働省・保護課に提出

- 9**月2日(火) 平成15年度救護施設福祉サービス研修会 (於: 全社協/～4日)  
厚生協・全救協合同調査・研究・研修委員会 (於: 全社協)  
4日(木) (第2回) 調査・研究・研修委員会 (於: 全社協)  
11日(木) (第2回) 制度・予算対策委員会 (於: 全社協)  
(第1回) 生活保護制度のあり方に関する検討会・審議会対応小委員会  
(於: 全社協)  
17日(水) 救護施設個別支援計画書に関する座談会 (於: 全社協)  
25日(木) (第35回) 北陸中部地区救護施設研究協議大会  
(於: 愛知県蒲郡市・ホテル竹島/～26日)  
26日(金) (第1回) 生活保護制度のあり方に関する検討会・救護施設のあり方小委員会  
(於: 都内・商工会館)

- 10**月3日(金) (第2回) 生活保護制度のあり方に関する検討会 (於: 全社協)  
(第2回) 生活保護制度のあり方に関する検討会・審議会対応小委員会  
(於: 全社協)  
23日(木) (第3回) 生活保護制度のあり方に関する検討会・審議会対応小委員会  
(於: 全社協)  
24日(金) (第2回) 生活保護制度のあり方に関する検討会・救護施設のあり方小委員会  
(於: 都内・商工会館)  
27日(月) (第7回) 保護施設におけるホームレス受入に関する検討委員会 (於: 全社協)

- 11**月7日(金) (第1回) 救護施設職員の研修のあり方に関する検討委員会 (於: 全社協)  
(第3回) 調査・研究・研修委員会 (於: 全社協)  
20日(木) (第3回) 地域におけるセーフティネット推進セミナー  
(於: 全社協/～21日 ※厚生協主催)  
21日(金) (第8回) 保護施設におけるホームレス受入に関する検討委員会 (於: 全社協)  
26日(水) (第3回) 生活保護制度のあり方に関する検討会・救護施設のあり方小委員会  
(於: 全社協) ※予定  
27日(木) (第4回) 生活保護制度のあり方に関する検討会・審議会対応小委員会  
(於: 都内・商工会館) ※予定

全救協 2003 no.114

発行人 田中 亮治  
編集人 大塚 晋司

発行 全国救護施設協議会  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 全国社会福祉協議会・障害福祉部内  
TEL.03-3581-6502 FAX.03-3581-2428  
<http://www.zenkyukyo.gr.jp>